

祝長寿 敬老祝金を給付します！

町では、長寿を祝福するため、9月下旬に敬老祝金を給付します。

給付対象者	給付額
満77歳の方 (昭和23年9月3日～ 昭和24年9月2日生)	10,000円
満88歳の方 (昭和12年9月3日～ 昭和13年9月2日生)	20,000円
満99歳以上の方 (昭和2年9月2日以前に 生まれた方)	30,000円

※令和8年9月1日時点で、引き続き1年以上寄居町に住所を有していることが給付の要件となります。

支給方法について

口座振込、または寄居町地域通貨 Yoricca(ヨリカ)ポイントを付与したカードを交付します。
※ヨリカの使用期限は令和9年3月31日(水)までとなります。

振込方法について

新たに対象となる方

6月下旬に敬老祝金受取方法申出書を郵送しますので、手続きをお願いします。

過去に敬老祝金の給付を受けたことがある方

過去に給付を受けたときと同じ口座へ振り込みます。振込先の変更や、ヨリカでの受け取りを希望する場合は、申出書の提出が必要となりますのでお問い合わせください。
※申出書の提出が遅れた場合や、内容に不備があった場合は、支給が遅くなる場合があります。

町福祉課 ☎581・2121
内線123・124

赤ちゃんの駅設置補助制度 ご利用ください！

赤ちゃんの駅は、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称です。町では、小さなお子さん連れの方が安心して外出できる環境づくりを推進するため、おむつ替えや授乳のための備品を整備・増設する事業者等を対象に、整備費用の補助をしています。

▼対象／おむつ替えや授乳ができるスペースと設備等を、無償で提供できる施設の所有者等

▼補助対象費用／おむつ交換台、授乳用いす、調乳用給湯機器、カーテン・パーテーション類、ダストボックスの購入費用および関連工事費用

▼補助金額／右記費用の全額(上限額10万円)

▼手続き／備品を整備する前に、申請書を子育て支援課へ提出してください。申請書は、町公式ホームページから取得できます。

町子育て支援課 ☎581・2121内線204



戦没者等のご遺族の皆さんへ 第十二回特別弔慰金について

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、第十二回特別弔慰金を、次の順番による最先順位のご遺族お一人に支給します。

▼対象

- 令和7年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した方
 - 戦没者等の子
 - 戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖母、(4)兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わりま

④右記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

▼請求期限／令和10年3月31日まで

※期限を過ぎると特別弔慰金の請求ができなくなります。

▼支給内容／額面27万5千円、5年償還の記名国債

▼請求手続き／必要な書類をご案内します。事前に福祉課へお問い合わせください。

町福祉課 ☎581・2121内線121

令和8年度 児童手当のお知らせ

▼支給日

原則として、偶数月の10日(土・日曜日、祝日の場合はその前日)の年6回

児童の年齢		児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※児童の数え方は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童と、受給資格者に経済的な負担等がある18歳年度末から22歳年度末の子のうち、年長の子から第1子、第2子、第3子と数えます。

▼現況届について

町で毎年6月1日の状況を確認することができない受給者については、現況届の提出が必要です。対象者の方には6月上旬ごろに通知を送付しますので、提出をお願いします。

※詳細は、町公式ホームページをご覧ください。子育て支援課へお問い合わせください。

町子育て支援課 ☎581・2121
内線203・204

子育て世帯訪問支援事業をご利用ください！

町では「子育て世帯訪問支援事業」を実施しています。家事や育児に不安や負担を抱える、子育て世帯や妊産婦のいる家庭を支援員が訪問し、家事や育児などの支援をします。



▼対象

- 寄居町に住民登録がある18歳未満の子どもを養育している方
- 妊産婦(産前6週・産後1年)の方

▼支援内容

- 家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物等の代行やサポート等)
- 育児支援(授乳、入浴や沐浴の介助、おむつ交換、保育所等の送迎、児童の見守り等)

▼利用日時

月曜日・金曜日
午前8時30分～午後5時
※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

▼利用回数・時間

1日1回2時間以内
※1回の申請で6カ月間有効(再更新可能)

▼利用方法

- ①申請書提出
- ②訪問・調査
- ③承認
- ④訪問支援事業利用
- ⑤利用料支払い

■利用料

利用世帯区分	利用者負担金	
	利用時間1時間当たり	
生活保護世帯	0円	
市町村民税非課税世帯	350円	
市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	700円	
産前6週・産後1年の妊産婦のいる世帯(上限10時間まで)	700円	
その他の世帯	1,500円	

町子育て世帯訪問支援センター ☎580・4040

マイナ保険証を医療費受給者証として利用できます！

町では、医療費支給事業において、マイナ保険証を受給者証として利用できるようになりました。紙の受給者証を持ち歩く負担が減り、受診手続きがより便利になるほか、医療機関ではオンライン資格確認により受給者情報の取得が容易になります。情報はマイナポータル上でも確認できます。

■利用可能な医療費支給事業

- こども医療費支給事業
- ひとり親家庭等医療費支給事業
- 重度心身障害者医療費支給事業

▼利用方法

- ①受診の際、マイナ保険証を医療機関等の受付に設置してある顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
- ②「医療費助成の各種受給者証を利用しますか」の画面で「利用する」を選択してください。

※医療機関等のシステムにより詳細の表示が異なります。

【注意】医療機関等の受付でマイナ保険証の受給者証利用に対応しているかをご確認ください。対応していない医療機関等では、紙の受給者証を使用してください。

▼実施医療機関等について

マイナ保険証の受給者証利用が可能な医療機関等は、デジタル庁ホームページ「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hub:PMH)」をご確認ください。

※PMH(パブリックメディカルハブ)とは、医療・保健・介護情報を、自治体や医療機関、個人間で連携するシステムのことで、情報をデジタル化することで、紙の受給者証の持参が不要になります。詳細は町公式ホームページをご確認ください。



町共通 ☎581・2121

- こども医療費支給事業・ひとり親家庭等医療費支給事業について
- 子育て支援課 ☎内線203・204
- 重度心身障害者医療費支給事業について

福祉課 ☎内線125